

## 東和淡水魚栽培センター指定管理者の指定について

公の施設の管理を行う指定管理者について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定しました。

区 分	内 容
指定管理者が管理を行う公の施設の名称	東和淡水魚栽培センター
指定管理者となる団体の名称等	所在地 花巻市東和町安俣 6 区 53 番地 名 称 猿ヶ石川漁業協同組合 代表者 代表理事組合長 藤田 晃
指定管理者が行う業務内容	1 施設の維持管理に関する業務 2 種苗飼育及び放流に関する業務 3 その他施設の管理運営に関し、市長が必要と認める業務
指定管理者の選定理由	猿ヶ石川漁業協同組合は、猿ヶ石川水系に係る漁業権を有していることに加え、指定管理者が行う業務に関するノウハウを十分に蓄積しているほか、施設を継続して適正に管理するための人的能力及び物的能力を有している。 また、事業計画書は、田瀬湖及び猿ヶ石川に本施設で飼育した稚魚を放流することで河川湖沼における魚族資源の増大・安定確保を図る上で有効であり、指定管理者として適任と考えられる。  審査評価基準に基づく審査（書類審査、面接） 合計得点 635.2 点（928.8 点満点） 得点率 68.4%
選定委員会の名称及び委員氏名	東和淡水魚栽培センター指定管理者候補者選定委員会 委員長 花巻市農林部長 久保田 泰輝 委 員 花巻市総合政策部長 八重樫 和彦 " 花巻市財務部長 佐々木 俊幸 " 花巻商工会議所東和支部 副会長 吉田 英雄 " (株)とうわ地域資源開発公社 代表取締役 小原 隆 " (株)土澤まちづくり会社 代表取締役 猿舘 祐子
指定の期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
問い合わせ先	花巻市東和総合支所地域振興課 担当：藤村 竜也 電話番号 0198 (42) 2111 内線 325